

第2ワーキンググループ（エネルギー）（第2回） 議事概要

1. 日時：平成23年12月16日（金）13:59～15:45
2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室
3. 出席者：
（委員） 安念潤司（分科会構成員）、伊東千秋、伊藤敏憲、金谷年展、松村敏弘
（事業者） 日本風力発電協会、全国小水力利用推進協議会、住友共同電力株式会社、
自然エネルギー協議会
（政府） 中塚副大臣
（事務局） 宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官
4. 議題：
 - （1）開会
 - （2）再生可能エネルギーに関する規制・制度改革の現状
 - （3）再生可能エネルギーに関するヒアリング
 - （4）意見交換
 - （5）閉会
5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、時間になりましたので「規制・制度改革に関する分科会 第2ワーキンググループ（エネルギー）（第2回）」会合を開催いたします。皆様方には、12月の大変お忙しい時期に前回同様に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、大上委員が御欠席でございます。

なお、本日、中塚副大臣に御出席いただく予定ですが、公務により若干遅れて到着する予定でございますので、大変申し訳ございませんが、到着次第の御挨拶とさせていただきますと思います。

前回のワーキンググループでは、太陽光発電と地熱の発電に関するヒアリングを行いました。本日は、引き続き事業者のヒアリングということで、風力発電、小水力発電、バイオマス発電に関するヒアリングを行います。

加えまして、35の地方公共団体が会員として参加する「自然エネルギー協議会」様より、再生可能エネルギー全般に関する御意見等を拝聴する予定になってございますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本ワーキングでは原則としてヒアリング先につきましては、業界の団体をお願いするというので、対象を選定しておりますが、バイオマス発電に関しましては、他の発電分野のような代表的な業界団体というのが見当たらなかったということでございまして、そういう考え方から、住友共同電力株式会社様に御説明を、全般的な発電事業者としての

立場でのヒアリングをさせていただきたいとお願いしておりますので、この点につきましても、住友共同電力株式会社様も皆様も御了解いただければと思います。

それでは、今後の進行は安念委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、早速議題2で「再生可能エネルギーに関する規制・制度改革の現状」ということで、宿題一覧表の御説明を参事官にお願いしましょう。

○小村参事官 先般、議論の中でも非常に分野が多岐にわたっておりますので、どういった項目、どこまで進捗しているのかというのがなかなか分かりづらいという御意見もございまして、資料を2つ作成して添付させていただいております。

資料1という縦紙の資料を御覧ください。これは、左の軸にそれぞれ分類ということで、太陽光、地熱、風力、小水力、バイオマス、共通、系統連系、その他という区分で分けさせていただいて、右側にそれぞれ閣議決定の内容を、閣議決定したそれぞれの時期の閣議決定件名とともに記載をさせていただいております。

加えまして、詳細という部分に資料2ということで、資料2の何番というのを記載させていただいておりますが、これについては資料2の番号と対比をさせていただいております。こちらを御覧いただくと、実は右側に「規制・制度改革の実施状況」ということで、平成23年7月31日時点のものが記載されております。現在、詳細なフォローアップをするべく、もう一度府省に全体な調査をお願いしておりますが、これは「国民の声」というシステムがありまして、そこでいろいろ投げかける前に一度府省の措置状況について、府省に出していただいている際のものでございまして、その時点のものということで御覧いただければ、閣議決定内容に対する取組について御覧いただけるということになってございます。

今日は、こういったものを見まして、また1月から進めていきます関係省庁のフォローアップヒアリングなどの項目としても整理していきたいと思っておりますので、御参考にいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○安念委員 ありがとうございました。

実施状況というのは、もう一回1月から聞き取りというか、こちらからの打ち出しをするんですけどね。

○小村参事官 はい、そうです。1月上旬にはフォローアップ調査ということで、今、書いてある項目も含めて、もう一度府省からリバイスしたものが返ってくる予定になってございますので、そういう予定になります。

○安念委員 それで、親分科会の方で実施状況のマスが埋まるはずだから、それに応じて、これが勘弁してやろうとか、そういう仕分をするわけですね。

○小村参事官 評価しよう、あるいは指摘しようという仕分をするということです。

○安念委員 分かりました。

それでは、今の点について、何か御質問等はございませんでしょうか。

どっちみちやらなければいけない作業ですので、これはずっと宿題になるという前提で、それでは、また後で戻っていただいても構いませんので、議題3「再生可能エネルギーに関するヒアリング」に移らせていただきます。今日はお忙しい中、関係者の皆様にお出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、日本風力発電協会様より御説明をお願いしたいと存じます。

お出ましのいただいているながら、こういうことを申すのは大変せん越なのですが、時間の関係もありまして、15分でひとつよろしくお願いいたします。

○日本風力発電協会 それでは、今、御紹介にあずかりました、日本風力発電協会です。短い時間で、どこまで説明できるかはあるのですが、お手元に配っていただきました資料に基づいて御説明差し上げたいと思います。

まず開いていただきますと「1. 世界および日本における風力発電の現状」、それから「2. 風力発電の課題と対策」ということですが、これは導入拡大に向けた課題と対策ということで、特に今回この分科会ワーキンググループのテーマでございます、規制・制度改革を中心に説明を申し上げたいと思います。

4ページ、5ページ、6ページをざっと比較しながら見ていただきますと、世界の風力発電状況をグラフ化してございます。

4ページ、このグラフは累計がオレンジ色、単年度の導入が水色で書かれています。御覧のとおり、非常に右肩上がりといえますか、ますます増加している状況でございます。過去10年間の平均でも27.5%、あるいは至近の5年で見ましても27.7%ということで、若干2009年、2010年の伸びが余り変わっていないということで、これはいわゆるリーマンショック後の経済的な不景気といえますか、そういったところが影響していると思いますが、いずれにしても、世界的に非常に伸びているという発電種別でございます。恐らく人類史上で、これだけ伸びたものは無いだろうと言われる伸びでございます。

世界各国はどうかということで、5ページを御覧いただきますと、この非常に大きな伸びを支えておりますのは、特に米国と中国ということになります。これは圧倒的な伸びを示しているのですが、両国とも御承知のとおりCOPあるいは京都議定書にも批准していないということで、若干立ち位置が違うのですけれども、やはり産業政策というのが背景にございまして、新産業としての育成といえますか、それが非常に大きな後押しになっていると考えてございます。

こういった超大国は別としましても、このグラフで御覧いただけるように、ドイツ、スペイン、こういったところも至近年で30%以上、あるいは70%近くの導入増加が見られるといった状況でございます。

ただ、このグラフはあくまでも風力設備の設置量ということで、当然これは各国の系統規模の大きさなども違いますので、一概には比較しにくい部分もございます。

とはいえ、日本はここで御覧いただきますように、今、オランダの次で13位といった状況で、なかなか伸び悩んでいるというのが実態でございます。

数字として230という数字が入ってございますが、これは2010年の12月末ということで、後ほど出てくる数字と若干違っておりますが、こういった数字でございます。1桁ぐらい少ないかなというところでございます。

この設備だけではなくて、実際に電力供給量としてどうかというところで、それが6ページにございまして、このグラフは発電設備の容量ではなくて、いわゆる電力需要に占める風力発電の割合ということで御覧いただきたいと思っております。

これで御覧いただくと、先ほどドイツ、スペインというのも、かなり大きかったのですが、このドイツ、スペインも日本の系統規模と比べても、ドイツがおおむね1億6,000万kW、スペインも8,000万kWということで、日本は大体1億6,000万kWですので、大体比較できるところではないかと思っておりますが、こういった国々でも6%あるいは16.4%といった導入量を果たしてございます。

これは当然のことながら、この系統規模の問題、あるいは系統の問題もあるのですが、一番大きいのは国土面積の違いとか、地形あるいは風況、いわゆる風の資源量、こういった違いもあろうかと思っておりますが、日本の場合は、特に国土の4分の3近くが、言わば山地、山であるということから、ドイツ、スペインとは若干比較しにくい部分がございます。そこで比較していただくとすると、ポルトガルですとか、イタリアですとか、この辺りでも17%、2.6%、いずれにしましても、日本の導入量が非常に遅れているということが言えるかと思っております。

そこで、先ほど申し上げたような風況がどう違うか、風の資源がどのぐらい違うかということですが、これ過去の閣議決定によりまして実施されている環境省のポテンシャル調査結果、あるいはその後の経済産業省さんのポテンシャル調査もございます。こういった経過に基づいて、今年7月のエネルギー・環境会議の資料としても出されておりますのが、いわゆる導入可能量として言われているのが、陸上風力で3,900万kWということですので、先ほどありました導入量の推移と比べても、遜色の無いところまでは本来は上がるべき可能性を持っているだろうと考えております。

こういった4～6ページを御覧いただきますと、海外の積極的な導入がありますが、これはとりもなおさず再生可能エネルギーのうち風力が最も経済的であり、あるいはその導入効果が大きいといったことの反映でもあろうかと考えております。

それではということで、一方、国内はというのが次の7ページを御覧いただければと思っております。

このグラフは2009年度までのグラフなのですが、21年間ほど取っているNEDOの資料でございますけれども、現在、2010年度末、2011年3月末ですと、設置発電容量が244万kW、設置済み基数が1,807基という状況になってございます。これは累計ではなくて、各年度の導入量ということで、ちょっと見づらくて恐縮なのですが、下に年度を書いてござ

いまして、1989年から2009年までの21年間、棒グラフが導入した設備容量、折れ線グラフが導入した基数でございます。このように、かなり上がった、下がったという状況で来てございまして、このグラフから一体何を読み取るかということになるのですが、1つは、至近年度における導入の伸び悩みというのがございます。御覧いただけるように、大体2007年、2008年、2009年辺りから少し落ちてしまっているということ。

それと、赤で記載してございますが、それぞれ新エネ法、RPS法、新エネ大綱、長期購入メニュー、こういった各制度が導入されることによって、それぞれ2年後、3年後には伸びていくという効果も見られるのですが、こういったように制度依存性の非常に高い発電種別であるということでございます。

そういう意味で、今回、8月に成案いたしました再生可能エネルギーの固定価格買取制度、こういったものが大きな効果を示すのではないかとということで、非常に期待をしているところでございます。

また更にもう一点御覧いただきたいのは、先ほど基数を折れ線グラフで表示しているとして書いてございますが、ここから読み取っていただくのが、実は風力発電機の大型化ということで、過去を振り返ってみると、1基当たり1.35MW、つまり1,350kWだったものが、2009年度だけをとらえてみますと2.01MW、つまり2,000kWの規模に大きくなっているということでございます。

この辺りは、後ほどの土地の利用に関することとも非常に関わってございますので、ちょっとリマークしていただければと思います。

いずれにしても、こういった伸び悩みの主要因というのは、先ほどの制度の問題はございますが、やはり電力会社さんの募集の枠が主に系統連系制約といったことによって規制されてきた部分。それから、主に立地、特に土地の利用の規制に関してが、非常に大きな要因であったかと思えます。それと最近では、先ほどリーマンショックというお話もしましたが、特に資材高騰等による経済性の悪化というのも、1つの原因ではないかと思っております。

いずれにしても、この伸び悩みから脱却するためにはということで、次の8ページ、非常に重要なのは、国としてきちんと導入目標を立てていただくことが重要ではないかと考えております。これは、あくまでも日本風力発電協会としての設定でございますけれども、2020年には1,100万kW以上、2030年には2,700万kW以上、2050年には5,000万kW以上ができるのではないかと、そういった目標を掲げて進めるべきではないかと考えてございます。これは、先ほど御紹介しましたエネ環会議での陸上3,900万kWという数字からも、おおむね符合する数字ではないかと考えております。

このように政府が中・長期的な導入目標を掲げ、なおかつ、これを達成するための諸施策、規制・制度改革等を実施していただくことで、風力発電機メーカー、あるいは風力発電事業者による積極的な投資が可能になると考えてございます。

これは概観をしたところでございますが、9ページ、これまで世界と日本の風力発電の

現状について御紹介いたしましたけれども、引き続き我が国に風力発電を導入拡大するための課題と対策について、特に規制・制度改革を中心に御紹介したいと思います。

10 ページ、まず、海外の導入状況においては御紹介しましたが、急速な拡大理由に触れましたけれども、我が国にとって風力発電導入拡大の意義というのは、当然のことながら、まず第1点として、温暖化ガスの排出削減という意味で、風力発電が非常に効果大きい、特にライフサイクル CO2 というのが非常に低いということからも効果大きいと考えています。

それから、再生可能エネルギーの大量導入、これを果たす上で、最も経済性が高いという意味からも、あるいは設備利用率が高い、こういった観点からも導入効果が大いだろうと考えております。

また更に加えて、至近の非常に大きな視点であると思いますが、産業としての経済・雇用効果、こういったものが非常に大きい。この辺りは、新成長戦略においても、あるいは現在、国家戦略室さんにおいてもいろいろ議論されているところですが、特に震災あるいは原子力災害等の被災各県においても、これについては非常に大きな期待をしております、御承知のとおり風力発電というのは、1つの機械で1万点ないし2万点ぐらいの部品があるという、非常に裾野の広い産業だと。また、特にこういった産業が日本の機械産業、電機産業等において、非常に得意分野であるといったことから、これを伸ばしていく価値があるのではないかとということで、再エネ電源の確保、地球環境への貢献だけでなく、裾野の広い産業への発展の可能性もあって考えてございます。こういった意義があると認識しております。

11 ページ、風力発電所の基本的な立地要件でございますけれども、まず風況が良くなければならない。これは、年間の平均風速が一定の水準以上ということで、例えば現地でのインフラの状況にもよりますが、一般的には年間平均で6 m以上の風速と言われております。

これはページが飛んで恐縮ですが、12、13 ページを御参照いただければと思います。とって風がどこにでもあるというわけではございませんで、12 ページは風力発電の導入量でございますので、資源と直結するものではございませんが、結果的には北海道、東北、九州の3地域、これを合わせますと日本の風力発電の導入量の半数以上になるということからも、ここに資源が集中していることは、また13 ページを御覧いただきまして、これは赤い方がより資源量が多い、風速が高いということでございますが、北海道、東北、九州、それと山間部であるとか島しょ部、半島、島、こういったところに資源が集中していることは御理解いただけるかと思っております。要するに、非常に偏在しているというのが、この風力の特色でもございます。

2点目、土地利用が可能であるということ、これが非常に大きな要件になります。特に風力発電機につきましては、先ほど大型化というお話をしましたが、またページが飛んで恐縮ですが、14 ページを併せて御参照いただきたいのですが、風力発電機の開発の歴史というのは、1985 年代ぐらいから、80 年代からずっと始まっているのですが、特に90年代

から大型化が進んできてございます。現在、日本で標準的なサイズとしましては2 MW、2,000kWというのが、ちょっと絵が入っておりませんが、大体タワーの高さが80m、それから、ローターの直径が80mということで、おおむね高さが120mに達するような非常に大きなものになります。こういった大きなものがかかるということで、その組立てとか、あるいは風車同士の影響を避ける、干渉を避けるために、ある程度の距離を離さなければならぬことになってまいります。

おおむね2,000kWですと、大体1基当たり5ヘクタール～10ヘクタールぐらいの間隔を開けながら、面積を取りながらいくということになります。これはあくまでも配置上の問題でございまして、占有面積とは違いますが、そういった面積が必要になってまいります。

当然それで、これを利用するための土地が確保されなければいけないのですが、ここで大きく問題になってまいりますのが、土地の利用規制です。特に農地、森林、公園、こういったものがクリアーできるかどうかというのが、非常に大きな要件になってまいります。

それから、土地に関しての賃貸借契約が結べるかどうか、これも大きな要件ということになってまいります。

その他の要件といたしまして、送電線が近い、発電でございますので連系して電気を送る送電線がなければできないということ。それから、輸送道路があること。それから、地域環境への影響が小さい。特にいろいろマスメディア等を騒がしております、バードストライクの問題ですとか騒音の問題、こういったものをきちんと解決しなければならないということ。また更に加えて、地元の協力が大変重要な要件になると考えてございます。

それでは、先ほどちょっと触れましたが14ページを御参照いただきまして、土地の件でございまして、風力発電機が非常に大型化してきたというのは、これは発電効率を高める、経済性を上げるという意味で、非常に重要な部分でございまして、若干、エネルギーの特徴等を書いてございますが、より高く、より大きい風車というのが、経済性、効率性が上がるということになってまいります。

ただ一方、風力発電機というのは、当然、形を見て御理解いただけるとは思いますが、地上で占有する部分は、まさにタワーの基礎の部分だけです。そこでございますので、大型化してきていると言っても、地上で占有する部分はおくわずか。左に囲ってございまして、2,000kWですと、例えば先ほど申し上げたような風車の大きさでも、配置上は5ヘクタール～10ヘクタールぐらい要すると言いましたが、工事のときにもせいぜい1ヘクタール程度、あるいは運転を開始しまして地上で占有する面積は数十平米程度という意味で、他の農業、林業、そういったものとの共存が十分に図れる、非常に親和性が高い事業だと考えてございます。

そういった点を御理解いただいた上で、次に15ページに移りたいと思います。こういった状況の中で「さらなる導入促進には規制緩和が必要」ということで、特に立地規制の緩和ということになってまいります。風力発電の適地というのは、どうしても、先ほど偏在というお話をしましたが、風が強く、民家から離れている場所、こういった場所の多くは立地規

制の対象となっております。風力発電の導入が進んでいないという実情がございます。

具体的には、下に適地が書いてございますけれども、森林（普通林・保安林・国有林）、農地・牧草地、国立・国定公園、都道府県立自然公園、こういったものがございまして、これに係る規制として森林法、国有林法、農地法、農振法、自然公園法、自然公園条例といったものがかかってございます。

特に今後の風力に関しましては、電力供給の一翼を担っていかなければならないという意味で、この供給の拡大には、発電所の大規模化というのが必要になってまいります。これは経済性を上げて、コストを下げていくことが重要でございますし、ただ一方では、この国土の狭い日本においては、農林地等利用の選択肢を取らざるを得ないということで、この森林、農地等に係る立地規制の緩和というのが、非常に重要な要点だと考えてございます。

とってむやみに緩和するということではございませんで、農林漁業等の共生に向けて、農林漁業者・行政等との計画的取組が必要であると考えております。

こういった立地規制の他、開発・建設に関する規制の緩和ということで、改正建築基準法によって、人里離れた場所に設置するタワーに対して、60m以上の超高層ビルと同じ耐震設計・構造計算を求められるといったことがございまして、この辺りがコストの高騰につながっている点。

それから、現在まだ施行前でございますけれども、環境影響評価法の適用、現状では1万kW以上、第2種事業においては7,500kW以上ということになりますが、これは今後の大規模化によっては、ほぼ全ての風力発電所が対象になると思っておりますが、この法対象になるということで、これによる開発期間の長期化等、こういったものが非常に大きな問題になってくるのではないかと考えてございます。

15 ページから次の具体的な内容に入る前に、24 ページを開いていただきますと、これまで、第1クール、第2クール等を通して、規制・制度改革に取り組んでいただきましたお陰で、海岸保全区域、港湾区域、漁港区域、あるいは都市計画法上の開発許可制度、こういったものについて、それぞれ規制緩和の方向で方針が具体的に出されてございまして、この辺りが、これからの立地促進において大きな効果を果たすと考えてございます。

一方、現状の問題点等、あるいはこれからの要望を申し上げますと、また 16 ページに戻っていただきますが、まず森林関係につきまして、国有林野に関して2項目、保安林に関して2項目、森林に関して計4項目、それから、農地に関しましては農地転用等に関して3項目、公園に関しましては1項目ということで、計8項目御紹介差し上げたいと思えます。

まず、国有林野に関してでございますが、国有林野の自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いということで、林野庁長官の通達が平成 21 年に出されております。ただ、これの要件として、この風力発電が一般電気事業者への売電が限定されているということ、それから、風力事業者への国有林野の貸付けが5ヘクタール以下に制限されてい

る。この2点が課題になってございました。

これにつきましては、この7月の閣議決定におきまして、この売電先については、卸事業者あるいは特定規模事業者、こういったものを追加していただくということでございます。こういったことを明確化していこうということ。

こういった方向が出されたわけですが、風力発電を進める上では、この方向性で速やかに改革を進めていただきたいということと、もう一点、この貸付契約が随意契約による国有林野貸付け、これに際しての制約解消が不可欠であると考えてございまして、この点の改革を是非進めていただきたい。

それから、要件の緩和あるいは運用の見直しということで、現在、制約されております5ヘクタール以下という制約を是非それ以上に広げていただきたいと考えてございます。

続いて17ページ、これも国有林野でございしますが、これは同じく国有林野の貸付けに関するものですが、こちらは国有財産全般にわたる会計法、いわゆる予決令に関する規制でございしますが、ここでは貸付けの年額の総額が30万を超えない、あるいはこれは面積に相当すると2ヘクタールということになっておりまして、この辺りが非常に大きな制約条件になっている。

また更に、随意契約の場合は、各省庁の長はあらかじめ財務大臣に協議しなければならないとされております。この部分も、私どもとしては制約条件になっていると考えております。

この点につきましては、この7月の閣議決定、また更に11月のアクションプランにおいて、この使用について明確化するよう関係省庁間で検討・調整することになってございまして、これについて、こういった検討・調整ということではなくて、更に踏み込んだ前向きの結論を出していただきたいと考えております。

併せて随意契約による国有林野の貸付けも認めていただきたいということ。

それと、先ほどの30万円以上、2ヘクタール以上、こういったものを随意契約で貸付契約を結ぶことを是非認めていただければと考えております。

森林に関しての3点目が、保安林に関しての指定解除でございします。これは、森林法の第26条でございしますけれども、端的に言いますと公益上の理由がなければ解除ができないということになっているのですが、これの審査が非常に時間がかかるということ、それから、審査要件が非常に厳格だということとございします。この辺りを是非緩和、改革をお願いしたいと考えております。これにつきましても、7月の閣議決定におきまして適切に対応するという、あるいは許可要件につきましては、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知するという、この辺りで決定されてございしますが、ここもまた更に踏み込んでいただきまして、是非事業者等のヒアリングを通じて、この開発の実情を踏まえていただいた上で、保安林・指定解除の許可要件あるいは基準の運用について見直していただきたいと考えております。

また併せて、解除する場合には、他に適地が無いということを証明しなければならない

のですが、これの検討する範囲といたしまして、当該市町村の範囲内にとどめていただきたいということでございます。

また併せて、手続の迅速化、代替措置を不要とする。こういったことを是非お願いしたいと考えております。

あと課題として「課題・問題点」のところはずらっと書いてございますが、オペレーション上様々私どもとして課題として感じていることもございますので、この辺りについても是非対応をお願いしたいと考えております。

続けて、森林に関して4点目でございますが、森林法の第34条第2項及び同条第5項ということで、これは保安林内の作業許可についてでございます。この作業許可につきましては、作業許可なのか、あるいは保安林解除となるのか、この辺りの判断がなかなか統一しないということもございまして、これにつきましても、この7月の閣議決定におきまして、実情を踏まえて整理、そして都道府県への周知と決定されてございますが、これにつきましても、前項と同じように事業者ヒアリングを是非お願いして、その許可要件あるいは基準の運用について見直しを是非お願いしたいと考えております。

またそれと作業許可の数値の基準でございますが、これは現在0.05ヘクター、あるいは切り盛りの高さを1.5m以内といったような基準がございます。これは、風力の実態としてはなかなか厳しい基準がございまして、この辺りの見直しも是非お願いしたいと考えております。

続いて20ページ、農地でございますが、まず農地転用、風力発電施設に関しては、農地法施行規則第35条又は第37条ということですが、端的に申し上げて、先ほどの転用ができるのが、第1種農地については原則認められていないという状況になっておりまして、これにつきましても、この11月のアクションプランにおきまして、農地法、森林法の特例あるいは農地の換地に関する特例措置、こういったことによって新しい制度の創成について検討を行うことになってございますが、この辺りの内容がまだ未確定でございますので、是非このフォローをお願いしたいということ。

それから、特に第1種農地においては、非常に大きなポテンシャルがございますので、第1種農地を含めた農地の活用ができるような転用の措置がお願いできないかと考えております。

続いて21ページ、これは今の発電施設と同じで、送電用の施設についても全く同じことでございます。この辺りも、一般電気事業者のみが現在転用可能となっておりますが、これについては再生可能エネルギー事業、風力発電事業につきましても、第1種農地の送電施設についても転用が認められるような改革をお願いしたいと考えております。

続いて22ページ、これは農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に関してでございますが、これにおいても一般電気事業あるいは卸電気事業又は特定電気事業の用に供するものと限定されているということで、再生可能エネルギー事業、風力事業がこの中に入ってございませんので、これにつきましても、農振法についても風力事業を対象とし

た措置を講じていただければと考えております。

続いて 23 ページ、今度は自然公園法に関してですが、特に景観に関する規制でございます。現在、特別保護地区あるいは第一種特別地域につきましては、当然、対象外になってございますが、第二種、第三種あるいは普通地域における風力発電立地に関しての景観の問題ということで、現状規制では主要な展望地から著しい妨げにならないこと。あるいは山稜線を分断するような著しい支障を及ぼさないことといったことが規制されてございます。ただ、これは実際にはなかなか風力の実態は、どうしても風が強いのが山稜線近くでございまして、現在、方向性で示されておりますのが、具体的には山稜線から下へ下ろす、あるいは小型化するといった方向性が示されているのですが、これについては実際には風力事業がそうなりますと事実上できなくなってしまうという実情も踏まえた上で、是非この見直しをお願いしたいということで、今後の要望としましては、既に閣議決定、アクションプランにおきまして、事業者の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うとさせていただいておりますので、事業者の意見を聴取して、改めてガイドラインを策定していただきたいと考えてございます。

早口になって恐縮でございます。

24 ページは、既に先ほど御紹介いたしましたので、今後の課題として 25 ページ、これは特に建築基準法等に関する規制でございますけれども、まず洋上風力発電でございますが、この辺りはまだ建築基準法も現在、着床式については規制されてございますが、今後の浮体式等、こういった新たな発電方式について、まだ適用法規がなかなか整理されていないところがございます。これを是非一本化していただきたいということ。

続いて、風力発電に関する構造基準の見直しということで、いわゆる高層建設物と同じような規制を受けているわけでございますけれども、これにつきましても、閣議決定あるいはアクションプランにおいて決定されておりますように、事業者との検討を進めるということで、具体的には照査法ですとか、あるいは国際規格・海外規格材の取り込み、こういったものについて改革をお願いしたいと考えてございます。

ここまでが一応立地規制関係のものでございます。

26 ページ、系統連系に関しまして、例えば運用の広域化ですとか、会社間連系の増強、あるいは地域でのそれぞれのローカルな送電線の増強、こういったものを是非これからの制度の中に組み入れてお願いしたいと考えてございます。

その他、28 ページ以降、課題もたくさんございますけれども、この中で非常に大きなまとめでございますが、29 ページのところを考えておりますのは、規制制度の緩和というのが非常に大きな要因になってございますので、是非その点について前向きな改革をお願いしたいと考えてございます。

31 ページ以降、参考事例としてずらっと写真を並べてございますけれども、ここでは過去の法運用ということで、先ほど農地転用について、土石、その他資源の採取ということで、いわゆる農転禁止の例外事項を適用していただいておりますが、この

中に御覧のとおり、農業と非常に親和した形で風力事業があるということを御理解いただければと思っております。

時間が超過しまして、恐縮でございます。以上でございます。

○安念委員 申し訳ございません。思いの丈はいろいろおありのことはよく分かるのですが、本当にせかしてしまっただけで申し訳ございません。ありがとうございました。

それでは、途中でございますが副大臣にお出ましをいただきましたので、一言お願いいたします。

○中塚副大臣 遅れまして、申し訳ありません。もう一つの分科会の方の独立行政法人がいよいよ佳境を迎えておりまして、そちらの方の会に党に呼ばれて出ておりました。担当副大臣の中塚でございます。

このたび、これまでのグリーンイノベーション・ワーキンググループにご参加いただいていた委員の一部に新しい委員の方を加えて、大変に御見識ある皆さん方に、またこの分野での御議論をいただけることになっておりまして、ありがとうございます。

今日は、自然エネルギー関連ということで、いろいろな団体の方からお話を聴かせていただいております。本当にどうもありがとうございます。このエネルギーについては、本当に国民の皆さんも関心の高い分野でありますから、私どもも本当に腹を据えてかかっているかなければならぬと思っております。

今朝は、経団連の米倉会長などとも、実はこの規制・制度改革について意見交換をさせていただいてまいったところでございます。その場でも、このソフトエネルギー、まさに風力の話が出ておりました。先生方に熱心に御議論をいただいて、次に政治の役割として努力したいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○安念委員 中塚副大臣、どうもありがとうございました。

風力発電協会さんは、ずっと同じことを言ってらっしゃるでしょう。我々もずっと同じことをやっているなど、ということはもう何年も論点ははっきりしているのに、なかなか進んでないということですね。

どうですか。質疑応答ということになっているのですけれども、全てごもつともという感じで。

○伊藤委員 保安林のお話も、農地規制のお話も、昨年、第1クール、第2クールからずっと取り組んできたお話で、今回はより具体的に詳細な情報を提供していただいたので、これをもってもう一度事務局の皆さんも含めて、抜本的に交渉させていただきたいというのを、再確認できたという内容でございますね。

○安念委員 他にいかがですか。

所管官庁の答えはもう大体分かっていて、風力さんだけ認めると、他はどうなんだという議論になる、とか言い出すんですね。そういうことをずっとやっているんですね。

では、また後に戻っていただいても結構です。頑張りますので、よろしくお願いいたします。

大いに私どもの尻をたたいていただいて、お忙しいところ恐縮ですが、本当にありがとうございました。

(説明者交代)

○安念委員 それでは、引き続きまして、全国小水力利用推進協議会様より御説明をお願いいたします。誠に恐縮でございますが、同じく 15 分でよろしくをお願いいたします。

○全国小水力利用推進協議会（以下「小水力」） それでは、御説明申し上げます。全国小水力利用推進協議会です。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料ですと 3-2 というのが、こちらからの資料になります。風力さんと違って大分短いので、時間は大丈夫と思います。

最初に簡単にうちの団体の御説明をちょっとだけさせていただきますと、私ども 2005 年 7 月に設立いたしました。小水力発電に関心を持つ一般市民あるいは関わりを持っている発電事業者ですとか、メーカー、資材の供給元、あるいはコンサルタント、そういった関係する企業さんなどなどの集まりでございます、完全に任意の団体として活動しております。

また、私どもは各地域で、現場で活動をする団体が各地で立ち上がるようにというサポートをさせていただいております、これまでに全国 12 の地域団体が設立しております。それについては、資料の 2 ページ目の地図に書いてございます。

私どもの主な活動といたしまして、こちらに書いてございますように、今日のような政策に係る事業の他に、普及・啓発ですとか、導入促進、あるいは組織の運営といった活動を行っております。

これまで、2005 年に設立いたしました、設立当初に掲げたのが小水力を新エネルギーの仲間に入れてくださいという旗を掲げまして、これが 3 年後、2008 年だったと思いますが、めでたく 1,000kW 以下の小水力が新エネルギーに含まれるといったことが実現いたしました、現在はこのような形の規制緩和についてもお願いしているという状況でございます。

また、今年の夏に成立しました固定買取制度につきましても、設立のころから是非お願いしたいということを言っておりまして、これも実現したものと考えております。

あと、地域活動の 1 つの例ですけれども、小水力発電サミットというものを、昨年から実施しております、2010 年には山梨県の都留市で開催、今年は 11 月の 19、20 日に富山県の黒部市で開催いたしました、黒部では 670 名という大勢の方が集まってくださって、小水力をこれから盛り上げましょうという力になってございます。

また、ウェブサイトでの情報の提供やデータベースなどを御披露しております、かなり多数のアクセスを頂いております。

具体的な地域主導での小水力発電、もちろん、一般的事業者も小水力をやっているということはありますし、またディベロッパーさんもあります、我々としては主には地域で主導権を持って、水資源は地域のものでありますから、地域の皆さんが力を合わせてやることに一番重点を置いてございます。

1つの事例として、立山アルプス小水力発電事業ということで、仮称として、小早月川の小早月発電所という発電所が、12月1日に竣工して、今、試運転を行っているところです。これにつきましては、単に地域で発電所をつくったというだけではなくて、2010年から市民出資の募集ということで、一般市民に発電所への出資をお願いいたしまして、1年余りをかけて7億8,000万円余りの出資金を集めて、それをもって発電所の事業資金としております。

実際には、建設費が約10億円強、11億円程度で、うち約半額が環境省からの補助金ですが、つなぎ資金等々も合わせて合計7億8,000万円ほどの出資を集めたという形になってございます。

これは、富山県内に限らず、全国各地から募集しております。

あとまた地方公共団体の例といたしまして、山梨県都留市の「げんきくん1号」の写真も参考までに御紹介してございます。これも、ミニ公募債によって都留市民が出資したお金を一部充当して建設しております。

本題の規制緩和要望でございますけれども、今年度の要望といたしましては、電気事業法と河川法それぞれにつきまして要望をさせていただいております。

まず、電気事業法についてでございますけれども、ごく小規模な発電所、現在、一般用電気工作物と事業用電気工作物の境界線が、小水力発電の場合は20kWに線が引かれてございます。それを50kWまで引き上げていただきたいというのが、今回の要望の趣旨です。

少しいきさつを御説明いたしますと、去年の段階で小水力の一般用電気工作物の上限が10kWだったものを20kWに引き上げていただいております。ですから、規制緩和したばかりではないかと言われるかもしれませんが、去年は小水力は10kWなのに対して、例えば太陽光などは20kWというように上限に差があったものですから、なぜ小水力が差別されるのか、太陽光並みにしてくださいということを言っていて20kWになったところ、ほぼ同じタイミングで太陽光の方は20kWから50kWに緩和されまして、何だったんだろうかという話です。なので今回50kWと言うと、いかにも太陽光の後追いをしているようではございますけれども、実はそうではなくて、一番最後のページを1枚めくっていただいて、11ページに技術的な解説をしておりますが、本来、私たちとしても、太陽光が20kWだから20kWにしてくれというよりは、むしろ技術的にいって50kWに線を引くのが筋でしょうということを、実は一番言いたかったところでございます。

どういうことかといいますと、この図で分かるようにポンプと水車というのは原理的にほぼ同じ力学的な構造をしています。特にポンプ逆転水車とあって、ふだんポンプとして使っているものをそのまま水を逆流させることで発電することすらできるというぐらい同じ構造です。ところが、ポンプの場合は昔から50kW以上の高圧受電が事業用電気工作物、50kW以下のものは一般用電気工作物という線引きが昔からなされているわけです。

にもかかわらず、同じ構造で電氣的に大きな差も無い、水車だけがなぜか10kWだった、これがようやく20kWになったけれども、一方で太陽光は50kWになったということで、こ

の機会に一般用電気工作物はもともと受電では全部 50kW で線を引いているものですから、発電用でも 50kW に引くのが合理的ではありませんかというのが、私たちの技術的な主張であります。

これと関連するところなのですが、加えまして、去年の規制緩和のときに、10kW から 20kW に緩めるという緩和のときに、何か審議会の中で突然、毎秒の取水量が 1 立方メートルを超えるものは、一般用電気工作物とは認めませんという流量による規制が入ってまいりました。これも、なぜ 1 立方メートル毎秒を超えたらいけないのかということが、いま一つ電気事業法で規制する必要があるのかということにかなり疑問がございますので、併せまして 50kW 未満であれば流量のいかにかわららず一般用電気工作物として扱ってよろしいのではないかという形で要望を申し上げます。

次に 3 番目といたしまして、小水力発電所に係る技術者の規定が、電気主任技術者とダム水路主任技術者という 2 つの種類の技術者を置くことが定められています。ごく小規模な 200kW 以下のものにつきましては、ダム水路は要りませんという規定もあるのですが、それは置いておいて、電気主任技術者につきましては外部への委託ができます。ですから、多くの場合、電気保安協会という各電力会社ごとに置かれている保安協会がありまして、そこに外部委託をしているのが一般的です。

ところが、ダム水路主任技術者につきましては外部委託はできない。選任しなさいということで、これが一つのネックになっております。土木技術の経験のある人とか、幾つか条件を満たせば認めてはくれるのですけれども、これは資格試験があるものでもなくて、案件ごとに保安院にいて、この人を主任にしたいのだけれどもいかがかと一件一件やっていかなければならなくて、非常に手間がかかっておりますし、場所によってはなかなか適任の人がいない場合もあるので、是非これは外部委託をお願いしたいと思います。

次に河川法ですけれども、河川法に関しましては、今年度の措置で、従属発電に係る合理化ということで、緩和の方向で今いろいろやっていたいて、これはもう本当に皆様方の御努力のお陰なのですけれども、ただ、実際に発電所を建設している現場の声を聞くと、緩和したと言っているけれども、うるさくてかなわぬという、実際に現場でそういう声を聞きますので、是非その合理化をしたという内容について、本当にちゃんと進められているのか。実際の発電所でちゃんとそれが効果を上げているのかという検証を是非お願いしたいと考えてございます。

あわせて、これまで緩和したのは、従属発電というもので、要するに簡単に言ってしまうと農業用水でもともと使っている水を、途中で発電しますというものを従属利用というのですが、それだけの緩和だったので、そうではなくて一から発電所のために川から水を引くものにつきましても、手続の簡素化ですとか、処理時間の短縮といった合理化を進めていただきたい。そして、これももちろん効果の検証も含めて、きちんと緩和していただきたいと考えてございます。

また 3 つ目といたしまして、取水量管理の柔軟化ということでございますが、これはど

うということかという、例えば毎秒2トンなら2トンという、これは最大取水量という許可を頂きまして、このこと自体はもちろん当たり前のことなのですが、ただ、河川から取水する場合、大雨が降りますと河川も増水して、流速も増えます。そうすると、黙っていても2.05トンとか、2.02トンとか入ってきてしまうことがあるわけです。それを、わざわざ防止しないと、これは違法取水であると言われてしまうのですが、渇水期ならいざ知らず、大雨で川が増水しているときに、ちょっと余計に入ってきてしまったものを、それは違法取水だというのはちょっと厳し過ぎませんかということでございます。

具体的に、これをどう緩和するかということについては、幾つかテクニカルな考え方がありますが、今日は大きなことを御議論いただく場なので省略しますが、柔軟化をして、大雨のときに多少多く入ったぐらいは許してくださいと、柔軟的に見てくださいということをお願いします。

最後に4番目として、届出制度ということですが、これは確かにある程度大きな発電所であれば、許可制度にするのは当然のことだと思いますけれども、市町村などがごく小規模にやっているようなケースですとか、あるいは今の場合、実験的な設置、例えば1年間実験をすると、それでも許可になってしまいますけれども、そういった大きな問題を引き起こさないもので、しかも、小規模な開発というのは大概自治体も関わっておりまして、地域でもちゃんと合意が取れていますと。要するに、その水に関わりを持つ人たちで、その取水によって迷惑を受ける人は一人もいませんということを証明できることも多々ありますので、そういう場合には届出のような簡易な手続で認めていただきたいという趣旨でございます。

次のページは、以上の内容を文書としてまとめたものでございますので、是非これを御検討いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

何か御指摘、御意見、御質問等はございませんか。

伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 農業用水の利用分野では、特に制約されるようなものは無いと理解してよろしいですか。

○小水力 一応、緩めるところは緩めたと国交省さんはおっしゃっておりまして、ただ、実際に本当に緩んでいるのかという検証が必要だということと。

あと、農業用水でも今、言った届出でもいいのではないかと。小さな場所でも許可制になっておりますので、その辺は農業用水であれ、河川であれ一緒ですけれども、届出にしてほしいというところでございます。

○伊藤委員 分かりました。これは、実はJAの関係者の方から、どの程度できるのかといったようなお話があったときに、制度的な制約があるのかというお問い合わせを頂いたものですから、多分、出てくるという観点からすると、農業用水分野が一番たくさん出てく

る可能性がある分野だと思っておりますので、分かりました。

そもそも小水力の場合には、水利といっても水そのものを利用するわけではなくて、水の位置エネルギーを利用するだけですし、それから、一般の大規模水力のように迂回する距離が大きいわけではございませんから、制約すること自体おかしいような印象を持ってしまいます。

○安念委員 私もそう思うんです。だって水そのものを使うだけでは、別にどこか蒸発するわけでもないし、地球にしみ込むわけでもないのだから、また元に戻っていくだけですからね。

○伊藤委員 そうですね。大規模水力の場合は、確かに迂回するので分かりますけれども、小水力の場合は違いますので、大幅に緩和されてしかるべきだと思っております。

○安念委員 どうぞ。

○小水力 ただ、小水力と言いましても、場所的には結構迂回するところがありまして、そうするとやはり 10 万 kW の水力だろうと、20kW の水力だろうと、現在は同じ規制、特に一級河川がかかかりますと、国交省の水利権審査ということになりますので、やはりこれは規模的な考え方を入れて、ある程度規制緩和していただけたら有り難いと思います。

○安念委員 他にいかがですか。

どうぞ。

○中塚副大臣 この市民参加型ミニ公募債ということですが、今後、こういう公募債の需要は、まだまだいっぱいありそうですか。

○小水力 そうですね。公募債というのは、あくまでも自治体が開発するときやる手法でございますので、今後も確かにそういうケースも出てくると思いますが、私も全国各地で議論していて、これまでは確かに小水力というのはある種例外的なものだったので、自治体が直営でやるが多かったけれども、今後は自治体直営というよりは、むしろ民間で、要するに地元住民の方が中心にやるべきだろうからという議論もありますので、ですから、公募債のケースがそれほど大きく増えるかと言われますと、むしろ民のファイナンスの方が重要になってくると思います。

○中塚副大臣 しかし、こういう事例があれば、大分後押し力にもなるだろうという印象を受けました。ありがとうございます。

○安念委員 どうぞ。

○松村委員 7 ページについて教えていただきたいのですが、出力 20kW で間違いありません。20kW で高圧連系をしているのですか。

○小水力 そうですね。高圧で連系しています。

○松村委員 そうすると、先ほどの御要望のところでは、低圧と高圧で区別してくれということでしたが、これでは仮に 50kW まで規制を緩和したとしても、高圧で連系しているのだから規制緩和の対象から外れるという考え方でいいのですか。それとも高圧で連携していても 50kW 以下だからいいという考え方ですか。どちらでしょうか。

○小水力 分かりました。確かにおっしゃるところは微妙な意味合いはありますが、低圧連系を認めるか、認めないかというのは、これは電力会社との契約の問題なわけですし、特に今回、固定買取制度が始まりましたので、これから、では 20kW、30kW、低圧連系を認める、認めないという話がいろいろ出てくると思います。基本的には、それを認めていただかないと、確かに普及が進まないのですが、そのことを一旦置いておいて、電気事業法上で 50kW で切つてあれば、要するに電力会社との契約が高圧か、低圧かというのは、電力事業法で決めることではございませんので、ですから、電気事業法上は 50kW 未満は全部一般工作物にしておいていただいて、その上で高圧か、低圧かということは、電力会社との契約の問題であるという割り切りをしていただくと有り難いと思います。

○松村委員 御要望の方は、50kW 以下を規制緩和と理解すればいいですね。

○小水力 そうです。なぜ 50kW なのかというと、その理由はというところでございます。

○松村委員 分かりました。

○安念委員 他に、いかがですか。

先ほど御指摘のあった 11 ページ、一般用電気工作物か事業用電気工作物のところで、出力でどこかで切るというのはよく分かる。それは、出力が大きければ技術的にもなかなかメンテが大変だろうと思いますが、さっきおっしゃった流量、1 立米/毎秒というのは、どこから、どういう理由で紛れ込んだのか御存じですか。

○小水力 審議会の議論の中で、先ほども申しました 200kW 以下はダム水路主任が要りませんという議論をする中で、仮に 200kW 未満でも水の量が多ければ、あふれたときに大きな事故になるから、水の量で規制もかけられた方がいいねと委員からの意見が出て、そのときに、では 1 立方メートルにしましょうというふうになっているのです。

ただ、その議論と一般用電気工作物の議論とは別なはずなのに、なぜかこっちにも入ってしまったという、ここはなぜ入ったのか私もよく分からないところです。

○安念委員 ちょっと確認する必要があるそうですね。

他にいかがでしょうか。

取水量が規定をちょっとオーバーするというのは、これは増水時にはよくあるということとは私も聞いております。JR の信濃川のケースもその一例だと聞いた記憶がございます。さてそこで、さっきおっしゃったように、技術的には何とかする方式があるとおっしゃったので、我々にそれが分かるかどうか分かりませんが、もしよろしかったらその資料か何かを頂けますでしょうか。

○小水力 分かりました。資料はつくっていないので、ごく簡単にかいつまんで御説明しますと、今おっしゃった JR の事例などはそうなのですが、昔の計器は、いわゆる JR の事例などはそうなのですが、昔の計器は、いわゆるアナログメーターで、それを見て、人が読んで書いていたわけです。そうすると 0.02 とか 0.03 ぐらいのものは目では分からないので、では 2 トンなら 2 トンと書くわけです。

ところが、最近デジタルになりまして、デジタルだと 0.0 幾つまで全部記録されて、し

かも自動で記録しますので、それで不都合ということでプログラムをいじって、昔、目でやっていたときと同じような結論になるようにしたというふうに、私は風の噂で聞いてございます。

ですから、これにつきましては、1つの考え方は、計器の誤差を認める。計器自身にも誤差があるわけですから、例えば2%とか3%のアローワンスを認めるという考え方が1つ。もう一つは、1時間取水量とか24時間取水量で規定しておいて、そうすると平均値が増えそうだったら、それはプログラムで逆に絞るということもできますので、そういう瞬時値で規制されてしまうと、どうしても一瞬超えてもアウトになってしまいますから、そのどっちのやり方にするかは、また河川局で考えていただいて結構ですので、そういうことでございます。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。

○小水力 今の件に関しまして、水利権上は一瞬たりとも増えると許されないということで、実際、どういう運用をするかという、若干裕度を持たせた運用にしています。ですから、実際に設備容量があるのに有効に使えないという問題もありますし、逆に発電設備というのは5%~10%ぐらい設計裕度がありますから、仮に洪水のときにそれが使えますと、全国そういうことをしますと、原子力発電所1基分に近い電力量が、望むときに出ないということがあります。そういう問題もありますからいろいろ難しい面はありますが、やはり河川法上、柔軟な対応が取れるのであれば、是非緩和をお願いしたいと思います。

○安念委員 これはなかなか。

(説明者交代)

○安念委員 本日は、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、住友共同電力様より御説明をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○住友共同電力株式会社(以下「住友共同電力」) 住友共同電力です。一番最初に御紹介がありましたように、その他は業界団体の方なのですけれども、バイオマスだけ私ども単独の会社で説明させていただきます。その背景をごく簡単に説明いたします。

私ども、神奈川県川崎市で3万3,000キロワットの川崎バイオマス発電所と称するバイオマス専焼火力を今、運営しております。それと愛媛県内の住友共同電力の事業所では、昨年からは、盛んに言われております林地残材を年間1万3,000トン程度使用しております。両社では、食品残さのバイオマス、それから下水汚泥、結構広い範囲のバイオマスを使用しておりますので、その経験を基になるべく会社ではなくて公平な立場でプレゼンさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○住友共同電力 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、バイオマス発電の特徴というところです。再生可能エネルギーの一部、太陽光とか風力に並ぶクリーンなエネルギーと言われているのですけ

れども、最も違うところは燃料が必要であることと、そこにコストが発生するところが大きな違いです。

もう既に木質チップなどは、バイオマス燃料として市民権を得て、ちゃんとした燃料として使われているのですけれども、電気事業法ボイラーで未利用のバイオマス資源を使おうということになれば、電気事業で使う燃料は有価物しか使えませんから、廃棄物は使うことができません。そこで、廃掃法の議論がよく出てきます。

未利用資源のほとんどは、現在は廃棄物やリサイクル品として処理されていますので、その商流とか、現行法規に対応が必要となってきます。

これから御説明させていただく提案についての概要なのですが「規制緩和、自治体からの支援の必要性について」というところで、未利用資源を燃料利用する場合は、廃棄物か有価物かの基準が現在あいまいで、行政からの見解を得るのに非常に時間がかかったり、現在、まだ見解をいただけていない物件もございます。

あと、来年から始まりますFITなのですけれども、発電事業者と一般電気事業者の売電価格、売電の関係のみを規定していますが、もう少し風上に視点を置いて、燃料を発電所に持ってくるというような流れのところにも支援も必要ではないかと考えております。

3項目目は、バイオマスの利用促進は地域の廃棄物リサイクル率向上と直結しているため、燃料種別や地域の特性、それぞれに応じた対応が必要であると考えております。

個々の案件について、それぞれ説明をさせていただきます。

次のページで、通常の木質リサイクルの流れということで、既に市民権を得ている木くず、木質チップの例を取り上げております。

もともと建設廃材等の産業廃棄物、こういったものは産業廃棄物処理業者さんが収集運搬してきて、中間処理を経て、その時点で産業廃棄物卒業、有価物として取り扱われています。そういったものは現在、バイオマス燃料として利用されております。以前も木くず、木質チップは産業廃棄物として取り扱われていたのですけれども、地球温暖化対策、資源の有効利用という観点から、現在は有価物として取り扱われております。

次のページなのですが、電気事業法では、先ほども申し上げましたように、燃料を使用するには廃棄物は使えません。では、廃棄物処理の許可を取ったらいではないかという議論もあるのですけれども、あえてダブルスタンダードを受け入れるほどの魅力が無いというか、廃棄物の利用というのは現在それ程多くはございません。補たる燃料です。主たる燃料とは、今はなり得ておりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法上は廃棄物以外は全て有価物ですよという考えです。ですから、現在廃棄物として扱われているが、バイオマス燃料として有用なものを電気事業法のボイラーで使いたいと言っても、有価物としての説明を求められます。

その説明の根拠になっているものが、そこに書いております環境省さんが平成17年に出している指針です。この指針に基づいて各自治体、都道府県で有価物か廃棄物かの判断をなさうということになっております。

5項目プラス総合判定ということで、各自治体から判断いただくわけなのですけれども、新規のバイオマスを使う上で一番ネックになるのが「③通常の取扱い形態」です。市場形成ができているかどうかということをお求められますので、新たなバイオマスというのは今まで燃料として使われておりませんから、そこに市場性などはございません。そこが非常に障害となっております。

あと「④取引価値の有無」です。有償譲渡されておればいいのですけれども、燃料価値の低いものというのは遠くまで運ぶと運送賃がかかって運賃が燃料価格を上回って、いわゆる逆有償ということになります。逆有償の場合は、④の項目で認められません。同じものであっても近くで使えば有償物で、遠くへ運べば廃棄物というような議論はおかしいと思っております。

ということで「現行判断基準の問題点」というところを次のページに書かせていただいております。通常の取扱いの形態は市場性が問われるのですけれども、市場に流通した前例が無い場合、こういった判断は非常に無理があると考えておりますし、先ほどの取引価格についても、遠くまで運べば燃料価格を運賃が逆転してしまうという障害もございます。

あと、5項目で評価して、最終的には各都道府県知事の行政判断、総合判断ということになるのですけれども、その総合判断というのも非常に基準が曖昧で、全部5項目バツが付いていても知事さんがOKと言えればOKで、5項目全て丸が付いても所轄の官庁さんがバツと言えればバツということで、明確な判断基準が欲しいと思っております。

続きまして、廃掃法だけの問題ではなくて、食品リサイクル法上の問題点も指摘させていただきたいと思っております。食品工場から出てくる食品残さ物の中には非常に有用なバイオマス燃料がたくさんあると思っております。ですけれども、今、食品リサイクル法上は、サーマルリサイクルは二の次、第一はマテリアルリサイクルという考え方になっております。

排出事業者さんは再生利用率を順守し、定められた割合を再生利用しなくてはならないのですけれども、マテリアルリサイクルをする事業者さんが周辺にいないという条件付でサーマルリサイクルを再生利用として認められている状態です。それはバイオマス燃料として使用する際の足かせにもなっております。

ここで提言させていただきたいのは、サーマルリサイクルの条件の緩和若しくは撤廃です。マテリアルリサイクルと同様にサーマルリサイクルも電気を生み出す非常に有用なマテリアルリサイクルの一部と考えていただきたいと思いますと思っております。

次のページにバイオマス燃料の種類をエネ庁さんのホームページから取ってきたものを書いております。

資源エネルギー庁さんが言われるバイオマス燃料というのは、動植物由来の有機物で燃料源たるものというものは全てバイオマスに相当いたします。ですけれども、エネ庁さんが言われるバイオマスエネルギーと、環境省さんが言われる先ほどの有償物か廃棄物かの議論というのがマッチしていないので、そこでひずみが出てきています。

例えばこの中でし尿とか鶏ふんなどというものもありますけれども、それはごみみたいなものかもしれませんが、それをいざ使うときに悪臭がする。悪臭がすれば悪臭がしないような設備・対策を発電事業者がすればいいわけで、悪臭がすれば悪臭防止法という法律にかかりますから、それは別のところで議論するものだと思っております。

次は、現在、流通しているもので、昔、廃棄物扱いだったものが今は有価物として取り扱われていますよという一例を紹介させていただいております。こういったものは全て一昔前までは廃棄物として取り扱っていたのですけれども、上の5項目については現在、有価物として取り扱われております。これも全てバイオマス燃料です。

続きまして、FIT に対する提言ということで、次の項目に進めさせていただきます。先ほど、冒頭申し上げましたように、弊社では2010年から林地残材のバイオマス混焼ということで、石炭火力で林地残材をチップにしたものを混焼しております。現在、FIT はどのバイオマスをFIT 対象にするかというような議論がされていて、一例として林地残材は対象になるというような報道がされております。

ここには一般電気事業者、卸電気事業者、IPP、石炭火力を持っている会社さんのエリアを書いております。弊社の経験からいきますと、木というのは非常に軽いものですから、半径50km以内ぐらいでないと遠方から持ってきてコストメリットが無いということで、大体集荷半径は50km圏内にとどまります。石炭火力を中心に円を描くとこのようになります。ですけれども、林業が盛んで木材がたくさん出るとするのは、例えば北海道とか宮崎県なのです。必ずしも石炭火力の立地地点と木材の発生地点とがマッチしていないというのが、この表から読み取ることができます。

ということで、地域に応じた個別の支援が必要ではないかと思っております。

課題なのですけれども、バイオマスの調達コストの大半は運搬コストが占めるため、バイオマス発電は発生地に近いところで消費するのがいい使われ方です。しかし、先ほどの表のようにバイオマス資源の大量発生地域と発電所の立地地点というのはマッチしていません。

FITについて言えば、一般電気事業者や自家発はFIT対象電源になっておりませんので、彼らが林地残材を積極的に使うというインセンティブも今のところございません。

提言といたしまして、近隣にバイオマスを使用できる発電所が無い自治体には、そういった林地残材を有効利用するためにリサイクルの促進と燃料供給の意味で、川上側に焦点を当てた支援が必要ではないかというところですね。あと、林地残材のように、熱量単価の割高なバイオマスはFITだけではなく、森林保全の側面からも支援が必要ではないかと思っております。

ということで、先ほどの提言をまとめましたものがそちらの図です。時間が押していますので、同様の説明になりますので、こちらのモデルの説明は割愛させていただきます。

最後に、工場立地法上の問題点も説明させていただきたいと思っております。工場立地法というものは、昭和30年代にできた法律で、環境負荷の高い製造業に適切な工場立地を目的に

制定されたものです。ですけれども、当時バイオマス発電のような業態は想定されておりませんでした。できましたら、バイオマス発電所というものは緑地率の緩和、撤廃をしていただけたらと思っております。

住友共同電力からのプレゼンテーションは以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

では、何か御質問、御指摘等ございましたら、どうぞ。

金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 今日の一連のプレゼンテーションもそうなのですが、バイオマスなども私もずっと前から言い続けてきているところで、本当にもっともなものだと思っていたので、私は過去をよく分かっていないのですが、逆にそれに対して何で反論しているかというところとかが今後、すごく重要なところなのかなということは、新参者の私としては、逆有償の問題等にしても何がどういう理屈で反対しているのかということは、想定できるのでしょうか。

○安念委員 過去、これも延々と。何だかんだ言っても産廃扱いがどうかというところが最大の問題です。産廃扱いになると排出から貯蔵し運搬し使用するところまで、一連の全過程が産廃関係業者としての許可を厳格に受けなければいかぬという理屈になるわけです。

木質だけではなく、他の廃棄物、例えば、食品残さだってし尿だってみんな同じだけれども、それが燃料として使うのにどうして廃棄物なんだ、廃棄物の厳格な規制をどうして受けなくてはならぬのだという、環境省のお答えは常に決まっていて、1つでも穴が空くととんでもないことになる、そういうお答えです。

○金谷委員 となると、逆に言えば逆有償問題をどうそれを整理して我々として落としどころというか、先ほどの許可を受けなければならないかどうかの問題とは別な解決策があるのかなと考えると、そこの落としどころも考えながら交渉に挑む必要があるのかなと思ったものですから。

○安念委員 落としどころ、どうでしょう。どう思われますか。どう思われますかというのは変だが。

○住友共同電力 廃棄物については確におっしゃるように、例えば同じものを私どもの会社に認めると、他から申請があったときに認めなければならない。その人がいい人とは限らないということが議論の原点にあります。我々がそのときに常にお答えしていることは「廃掃法上行政は監視・監督ができるのだから、毎日でも発電所を見に来てください、きちんと管理してください」と。

それは極端な言い方なのですが、別に発電所の規制には電気事業法という立派な法律があります。電気事業法上では、燃料1種類1種類ごとに事前に原子力安全・保安院に届けて、了解を得るようになっております。そこのところでうまく仕組みをつくれば、変な二重規制にならずにうまくリサイクルが進むのではないかと考えております。

○安念委員 と思うのですが。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 最後から2ページ目の工場立地法の問題点の2つ目です。この場合のバイオマス発電はバイオ混焼するもの、例えば石炭火力に3%バイオ燃料を使うというものも含まれているのですか。あるいはバイオ専燃を念頭に置いて書かれたものですか。

○住友共同電力 この場合のバイオマス発電所というものは、昔で言いますと、経産省の補助金対象、すなわち6割以上バイオマスを使うという、主にバイオマスを使うというところを考えています。

そうしないと、例えば石炭火力で3%バイオマスを混燃して緑地規制緩和ということは、それは全然理屈の合わない話になります。

○松村委員 確かにそのとおりですね。その点確認したかっただけです。

○金谷委員 そうなると、何か緩和ということだけではなくて、恐らく先ほど言ったように、もうちょっと簡易的に監視するような仕組みだとか、緩和と何かセットにしてそれを担保するものを交渉の材料に。先ほど言われたように、毎日でも見に行くということは無理でしょうけれども、今の産業廃棄物関係の、例えば資格とか取ったりすることとは違った別の仕組みがないかということは、私ももう少し考えてみます。

○住友共同電力 仕組みのところ、今日のプレゼンが大きな原因というか、それを端的に表しているのではないかと思います。要は、業界団体が無い。これはなぜかと言いますと、一番最初に説明しましたように、燃料が有価である。量が限定されているのです。その限定された量を競争力とか値段とかで取り合うわけです。

ですから、他の発電所に自分たちの技術の有利なところを公開すると、自分たちが競争に負けてしまうわけです。それが一番大きな理由で、バイオマス業界というものは非常に秘密主義です。ですから、これをもう少し破って、業界団体とは言いませんけれども、燃料や技術に関して情報公開が進めばよいと思っています。バイオマス燃焼というものは木くずを燃やすということで、人類が最初に使ったエネルギーなのですが、実は技術的には石炭火力より確立されておりません。石炭火力に比べて稼働率が非常に悪いです。これをうまくメーカーを含めた情報交換・公開ができれば、バイオマス利用の促進に一層つながるのではないかと考えています。

○安念委員 ありがとうございます。

確かに、発電方式によって電気事業法上の規制もかかっているのだから、それで何とかいけるのではないかと誰しも思うところだと思うんです。分かりました、とにかくこれは押してみましよう。

他、いかがですか。

今日は、どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

(説明者交代)

○安念委員 大変お待たせをいたしました。申し訳ございません。

引き続きまして、自然エネルギー協議会様より御説明をお願いいたします。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○自然エネルギー協議会（以下「自然エネルギー」） 自然エネルギー協議会、事務局でございます。

本日は貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

まずは、私どもそういう意味では新参加者ございまして、初めてお招きいただきましたものですから、最初に簡単に協議会の概要につきまして御説明させていただきまして、それから、規制緩和に関するお話をさせていただきたいと思っております。

私ども自然エネルギー協議会ですけれども、比較的新しく本年7月に設立させていただいております。一応、目的としましては太陽光、風力、地熱発電といった自然エネルギーの必要性が非常に高まっているということで、プレイヤーとして地方公共団体、こちらを中心に企業・団体が連携することで自然エネルギーの普及・拡大を目指していこうという趣旨のもと設立されました。

協議会のメンバーなのですけれども、先ほど申しましたように、地方公共団体を中心としてということになりますが、参加の自治体が今、35団体でございます。更に準会員として、現時点で一応180の団体が加盟いただいているということになっております。

5ページ、役員といたしましては、岡山県の石井知事様に会長をしていただいておりますが、その他、各知事様の方に役員をやっていただいているという団体でございます。

第1回の総会ということで7月13日、まさに設立総会ということをやらせていただいております。このときに自然エネルギーの普及・拡大を皆さんでやっていきたいと思いますということで秋田宣言ということをさせていただきました。

この後、8月の末に我々が待ち望んでおりました法案が成立したということで、その後、各事業が立ち上がっていくのかなということで待っていたわけなのですけれども、事業に関わるいろいろな諸条件につきましては、なかなか動きが遅いなということで各団体の方からもそういう声が非常に挙がっておりました。そういう中で先般、11月21日になりましたけれども、第2回の総会の中で緊急提言ということでまとめさせていただいたということでございます。

このときには、その後、関連する大臣様の方にこの緊急提言ということで御説明にあがったという次第でございまして、今般、そのときに蓮舫大臣の方にもこのお話をさせていただいたという御縁で、こういった機会を今回いただいたということでございますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

では、緊急提言を出しましたけれども、その内容につきまして、御説明させていただきます。

○自然エネルギー 緊急提言の内容でございます。私どもの協議会の成り立ちが35の道府県の知事様と180の団体という形で成り立っておりますので、今までのヒアリングはどちらかというと、各業界団体というか、各エネルギー別にヒアリングをされていますので、そういった意味ではかなりかぶると申しますか、重なる部分が大変多くなるかなと思って

おります。

私どもは3.11の地震の後に原子力の問題はいろいろうぬぬあるかもしれませんが、再生可能エネルギー、自然エネルギー、こちらの導入については論をまたない、すぐやってみる必要があるということで動いている団体でございます。

その中で6点、緊急提言をさせていただきまして、1点目の目標値を決めましょうということに関しては来年の夏という形で今、動いておりますが、これを待っているだけでは導入は進みませんので、導入を進めるためのキーポイントということで、2、4、6という3点のところが今、鍵であろうというのを35の道府県と180の団体の皆様と議論しているところでございます。

2番目に関しましては、全量買取制度の制度設計ということで、まさに価格と期間という形でございます。エネルギーの分野ですと、プラントをつくるに当たって風力発電でも3～4年かかってしましまして、地熱発電も10年かかる。メガソーラーも調べてみましたが、最短でも6か月かかります。つまり、来年の7月1日にこの全量買取制度が施行されたときに発電していくためには、1月1日に発注をしていなくてはならないという形でございます。

現時点でまだ価格と期間が決まっていますので、会員から上がってきているのは、プロジェクト・ファイナンスといって銀行から借入れするときに、価格と規格も決まっていないものに対して金利も提示できなければ、幾らまで貸せますかということに対しても提示できないという状況で、7月1日、果たしてどういう状況になっているのかということのを大変、今、心配しているという状況でございます。

4番目の送電網への接続義務というのもかなり重要なことだと思っております、先ほど風力発電協会の方もお話しされていましたが、風力については買取り上限、系統の接続上限があるということで今までは抽選をやっていた。抽選をやっているということは、ある程度、土地を仮押さえという形でランニングの費用をずっと誰かが押さえていて、くじ引をして当たったらやっと銀行からお金を借りて発電していくというので、これは主に大企業しかできません。

節税対策ではないのですけれども、ある程度資本がきちりして、利益が上がっているところが少しそういう仮押さえ的なことをやってもいいという意思判断、意思決定をするものであって、この部分も接続義務をしっかりやっていく。若しくは系統が細いのであれば、国が関与してでも系統を太くしていくといったことをやっていかなければ、欧米、特にヨーロッパではやっているような、市民風車の参加とか農家の方が少しお金を借りて風車を立ててみるかというのは到底できないのではないかなと思っております。

今日、ポイントとなりますのは規制改革、規制緩和の部分で6ポイントでございます。9ページなのですけれども、ほぼ委員の先生方の皆様、一巡されたのかなと思っておりますので、ポイントだけかいつまんで御説明をさせていただきます。

10 ページ目を御覧ください。ここも多分、前回お話しされたところかなと思っておりますが、

メガソーラーは生産施設（工場）扱いということで敷地面積の 50%以下に制限をされて、更に緑地を 20%以上設置しなければいけないという制限がございます。

この写真にございますように、太陽光のパネルは何も煙をもくもく吐く設備ではございませんので、そういった意味では工場かなというところがありますので、是非、緩和をお願いしたいということ。それと下も緑地でございますので、そういった意味でそれ以外に 20%緑地を設置するというところに関しては、もう少し柔軟な運用が必要ではないかなと思っています。

この部分に関してはかなりものが進んでいたり、一部新聞報道でもされておりますが、引き続ききっちり結果が出るような形で是非、御協力を頂けないかな、お考えいただけないかなと思っております。

次が農地法でございます。農地法に関しましては2つございまして、太陽光の世界ですと、耕作放棄地をうまく使って太陽光発電をしていくという話でございますが、重要というか、今日、我々がポイントでお話しさせていただいたのは、どちらかというとなら風力をメインとした1種農地を柔軟に活用いただけないかというところでございます。

写真に御覧いただけますように、まさに農業との共生みたいなことは可能でございます、欧州ではほぼ農家の方が副業でやっている。デンマークのヴェスタスという風車メーカーさんはもともと農機具メーカーさんらしくて、今は世界有数の風力メーカーさんになっております。

まさにそういった意味では農地法の法案趣旨から申し上げますと、農作物をたくさん増やしていこうという意味では、そこを何ら直径大体6～10mぐらいの部分を作り抜く形になります。農転する面積はもう少し広いのですけれども、実際のくり抜き面積というのはそういう形でございますので、何ら農作業に支障、影響を及ぼしたり、農作物の収穫が減るといったことはございません。

とかくこういった我々が提言した後に省庁間との協議になったときに、1種、2種、3種があつて3種からみたいな、そういう役所の整理学や運用学みたいところで決まることなく、例えばですけれども、我々事業者であったり、発電していきたいという方の運用しやすいような制度にまで最終的に落とし込むように是非、御検討いただけないかなというのがこの趣旨でございます。

同様に国有林法も先ほどの農地法と同じでございまして、特に地熱発電や風力発電になりますと、山間部に送電線をかなり引っ張っていかねばいけないということを想定しております。その際に、国有林野の部分に関して柔軟な運用をいただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、我々も35の道府県の皆様と一緒にこういう提言を書いておりますので、最後の部分「修正すること」「努めること」「修正すること」「迅速化」という形で、どここの法律をこういう文章に変えてくださいといったところには、なかなか35県の総意ですので、そういうビビットな書き方はできないのですが、是非、省庁間で御

協議いただく際は運用する側、実際に発電する側が実効的に運用しやすい制度に御検討いただけないかなと思う次第でございます。

13 ページ、太陽光発電、附属設備を収納するコンテナ部分に関しましては、データセンターではコンテナ型データセンターという形で同じような形で認めていただいている事例がございますので、太陽光発電においても一部、昇圧器などを入れておくプレハブみたいなコンテナに近いものがあるのですけれども、これをお認めいただけないかなと考えてございます。

地熱発電でございます。こちらに関しましては温泉発電設備においては、300kW 未満と同様にボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするような緩和措置がとれないか。

小水力、バイオマス、風力はもう多分、先ほどお話しされた方々の方が詳しいですので、こういったことを御検討いただけないかなと思ってございます。

最後に一応、我々、自然エネルギー協議会の方で提言に書いていた宣言文を緊急提言という形で載せさせていただきましたので、お手すきのときにでも御覧いただければと思っております。

3月11日の震災以降、国民のエネルギーに関する分野というのは大変関心が強いと思っております。我々も3.11の震災があって再生可能エネルギーに関して各自治体の皆様、180の団体と一緒に頑張って勉強して解決すべきところは解決していこうという形で設立されたものでございますので、過去いろいろ私もウォッチさせていただいておりますが、なかなか進まないところもあったりとか、各省庁さんももちろん、言い分があると思っておりますけれども、エネルギーに関しては大変今、関心が高いところでございますので、是非、成果が出るような形で御努力をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。

何か御指摘を頂くことはございませんか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず、12ページの国有林法のところでお書きになっていることは全てごもつともだと思えます。

一方、前段に書いてあるというか、見出しに書いてあることとその後で書いてあることが若干、一致していないような気がします。見出しのところは送電のことに焦点が当たっているように見えます。

○自然エネルギー おっしゃるとおりです。一部、文章を各県の担当者から頂いたものを合わせておまして、分かりやすく説明するために送電に焦点を当てていきたいということでございます。

○松村委員 具体的な内容については、どちらかという、送電だけではなく発電にも焦点を当てていると理解してよろしいですか。

○自然エネルギー おっしゃるとおりです。発電も同じだと思えます。

○松村委員 したがって、こちらの要望のところも発電も同じですね。

○自然エネルギー おっしゃるとおりでございます。

○松村委員 こういう要望をこの団体から出していただければ、すごく有り難い。

○自然エネルギー 私どもも実際に発電していく事業者の会員が 180 名になったのは、前回の 11 月という形でございます。これから、この部分というのはどちらかというと、ゼネラルな文章の書き方をしておりますが、可能であれば、どこどこ県のどこどこでこういう事例があったというのを少しずつためて、我々の活動は今、始まったばかりですので、具体的などころでどんどん御提言させていただきたいと思っております。

○安念委員 他にいかがでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 最後の緊急提言のところの 3 ページの 4 番、これも全くもつともだと思いません。一応形の上では現在も接続は拒否しないという建前、実際どうかは別として、とりあえず、ここまで持ってくればつなげてもいいですよという形になっているはず。それが本当に合理的になっているかどうかという問題はあるのですけれども、一応、建前としては接続拒否しないということになっているはず。系統安定性とかに問題が無い限りにおいて。

それから、一応、一般電気事業者同士の融通も努力しているという建前にはなっております。しかし、現にこのような要望が出てくるということは、現状に不満だ、建前と現実が合っていないと理解しています。恐らく具体的に制度とかを動かしていかないと、精神論のレベルでこの要望を言っても、「既にやっています」という答えしか返ってこないと思います。これから実行されるであろう制度改革を見ながら、具体的にはこれでは足りないとかという点を、追加的に言っていただくと更に助かります。

○自然エネルギー かしこまりました。

現状、会員企業で今、ヒアリングをかけており、各電力会社さんが太陽光に限っては予備検討調査という形で申請を受け付けておりまして、我々の会員の企業の中にも幾つか 9 電力さんにはもう出しており、その回答が来ますので、技術的などころでどういうところが駄目だったというところであったり、これはよかったという事例がたまっています。そこに関して疑義があったり、スペインでは少なくとも 20% ぐらい風力は入っておりますので、技術的に何が難しいのかということに関してグローバルなワールド・スタンダードで、他国でやられていることが何でできないのかとか、そういったところを我々としては進めていきたいなと思っております。

○安念委員 その点は具体的な情報がありましたら、是非、御教示を頂ければと思います。確かに今、松村委員が御指摘のように、法の建前は接続することになっているわけけれども、接続のポイントを電力会社が任意に選べるとすれば拒否できるのと同じになってしまいますね。稚内で風車を回して、接続のポイントは函館だと言われても、それはおよそビジネスとして成り立たないわけだし、出力の半分しか使わせてやらないと言われてれば、

それはまた意味が無い。そんな極端な話は無いだろうとは思いますが、やはり具体的な話があって初めてパンチが出ると思っていますので、是非、御教示を頂きたいと存じます。

他は、いかがでございますか。では、そろそろ時間も時間でございますので、ヒアリングの方は今日はこれまでにしたいと存じます。

3団体と1企業の皆様、お忙しい中、御教示をいただきまして本当にありがとうございます。今後とも御指導くださいますように、お願い申し上げます。

それでは、委員の皆様から今後の何か今後の進め方等につきまして、総括的に御意見があれば承っておきますが、いかがでしょうか。

どれもごもつともで要するに、今まで実現できませんでしたという、そういうことに尽きますな。

金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 先ほどと同じ発言なのですが、過去、同じものに関して各省庁の反論の一覧みたいなものがあつたりするのですか。

○安念委員 ございます。

○金谷委員 なるほど。では、またそれをいろいろ勉強させていただければと思います。

○伊東委員 今までこういう議論があつて、なかなかいかなかったというのは正直言って、電力、別に余っているよ、十分あるではないか、停電も起きないよという、そういう状況の中の議論と今年は本当に停電も起きるし、全然違うと思うのですよ。

だから、我々も主張の論点として必要性というのは裏打ちされているわけだから、私は去年と同じ繰り返しとは違うと思います。

○安念委員 3.11で世の中が変わったでしょうね。今までは使いたいだけ使ってもよかったけれども、それが今はベース電源だった原子力の、全部とは言わないけれども、多くが止まってしまっているわけですから、何かで補わなければいけないという緊急事態です。今、突破できなければ、突破する機会が無いでしょう。そういう意味では、我々も必死になってやらなければいけない。

向こうさんも今までと全く同じ反論というのは、多分無いだろうな。今までの反論集というのは要するに、向こうからの打ち返しが反論集ですから、それは事務局にすぐ御用意いただけるであろうと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、今後の進め方等につきまして、小村参事官からお願いします。

○小村参事官 今日のここまでの事業者の皆さんのヒアリングを踏まえまして、第3回のワーキンググループ、これは1月中旬で後ほど、御案内があると思いますけれども、1月12日に予定してございます。この時点でタイトではございますが、1月6日に府省からのフォローアップの結果も出てきますので、それも踏まえて、より絞り込んで各府省からどういったことを聞くかというのを御議論いただきたいと思います。

我々としても私どもの問題意識だけでつくるわけにもなかなかいきませんし、時間的に

余裕があれば、各委員の皆様の問題意識も出していただいて、その中で幾つかの分野をその場で議論いただけるように組み立てたいと思いますので、そういった進め方でお願いできればと思っております。

加えまして、せっきくの機会なので、今回非常に事業者の方にたくさん来ていただいて、ヒアリングを実施しています。先ほど、個々の議論の中で委員の方からもございましたけれども、最終的にフォローアップをきちんとしているかどうかというときに、実際、具体的に前と後ろでは変わっているのかどうか。あと、幾らかの量が必要。多分、個別にやっていった場合には、それだけもしかしたらやれていなかったかもしれませんというのもあるかもしれませんので、是非とも。具体的なものとして、例えば手続であれば、前後の手続がトータルで見た場合に本当に変わっているのか。書類が減っているのか、手間が減っているのか、時間が短くなっているのか。こういったところを事務局としてもでき得る限り詰めたいと思っておりますので、是非とも、そういう観点から各団体あるいは会社様の参加の部分で実際に手続が進んでいる具体的なものを、またフォローアップのときにも御協力いただければと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

○安念委員 誠にごもつとも思います。本当に具体的な現場の情報が無いと、なかなか押す方もパンチが出てきませんので、引き続き御教示、御指導をお願いしたいと存じます。

次回の第2ワーキングですが、1月12日、木曜日、時刻は13時30分から15時30分までという予定でございます。詳細は追って事務局から御案内を差し上げますので、よろしく願いをいたします。それでよろしいのでしたね。

6日と言ったら6日に全部揃うものなのですか。

○小村参事官 揃わないですね。

○安念委員 分かりました。できる限りということですね。

では、今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。